

8. コミュニケーション・社会参加

●手話通訳者・要約筆記者派遣サービス

社会生活における必要なコミュニケーション手段として、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【対 象】

身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害のある方または言語機能障害のある方

【手続き】

初めて制度を利用する時は、事前に利用登録が必要です。

- ・利用登録は、障害者福祉課窓口または区のホームページから電子申請で受け付けます。
- ・利用登録後、派遣を受けたい場合は、下記の問合せ先へご連絡ください。
- ・利用登録には有効期限があり、期間を過ぎると利用できません。
(期間終了前に現況届を提出していただければ、延長できます。)

【派遣対象】

通院、買い物、会合等の日常生活や、法律・裁判・警察等の権利保持に関する場面で、手話通訳者または要約筆記者を必要とする場合

※宗教活動、政治活動、営利活動に関することには派遣できない場合があります。

【費 用】

無料

【問合せ先】

＜事前利用登録について＞

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

＜派遣依頼について＞

墨田区手話通訳等派遣事務所（手話通訳） 電話・FAX 03-5600-3030

東京手話通訳等派遣センター（要約筆記・手話通訳（都の通訳士を希望される場合））
電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

●福祉電話の貸出し

心身障害のある方のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るため、電話加入権を有していない方に墨田区名義の電話を貸し出し、電話料金の一部を助成します。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳1・2級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 戦傷病者手帳第3項症以上
- ④ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を有する方

※ただし、対象となる方は、上記①～④のいずれかに該当する方で、次の条件に該当する方となります。

- ① 生活保護受給中の方
- ② 生計中心者が区市町村民税の所得割を課せられていない方

【内 容】

墨田区名義の電話機をお貸しします。また、その電話にかかる電話料金のうち、基本料金・電話機使用料・付加電話使用料を区が負担します。なお、通話料金・延滞料金は本人負担になります。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券の交付

公共的交通機関の利用が困難な障害のある方に対し、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券（以下、助成共通券）を交付します。

【対 象】

- ① 視覚障害 1・2 級 ② 下肢・体幹機能障害 1～3 級
③ 脳病変移動機能障害 1～3 級 ④ 内部障害 1・2 級 ⑤ 愛の手帳 1・2 度

【支給内容等】

助成額は年間 30,000 円分で、申請月に応じて 5,000 円ずつ減額します。

申請月	助成額	利用方法
4～6 月	30,000 円分	ご利用できるのは、墨田区と協定を結んでいるタクシー会社・組合、ガソリンスタンドに限ります。 サービスを受ける際に助成共通券を必要な金額分だけ渡してください。おつりは出ません。また、タクシー利用については、あらかじめ手帳を提示することで同時に割引を受けることができる場合があります。
7～9 月	25,000 円分	
10～12 月	20,000 円分	
1～3 月	15,000 円分	

※ただし、個別等級で下肢・体幹機能障害 1 級、脳病変移動機能障害 1 級および腎臓機能障害 1 級の場合、上記助成額に 10,000 円が加算されます。

※500 円券には円形の、100 円券には半円の識別孔があります。

※自動車燃料購入に利用する場合、車両番号の登録が必要となります。（自家用車 1 台限り）

※助成共通券は本人が乗車している時にのみ利用可能です。

※有効期限切れの券の利用、または協定外業者で券を利用した場合は、実費分を業者にお支払いいただきます。

※不正利用があった場合、次年度以降券を交付できないことがあります。

※転出、再認定等により支給の対象にならなくなった場合は、残った助成共通券を返却していただきます。

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は助成共通券の交付を受けることができません。

- ① 下表の施設に入所している方

1	障害者支援施設	2	特別養護老人ホーム	3	養護老人ホーム
4	軽費老人ホーム	5	救護施設	6	障害児入所施設
7	刑事施設	8	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設		

- ② ご本人の所得が心身障害者福祉手当で定める限度額（107 ページ）を超えている方

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、愛の手帳

※自動車燃料購入に利用する場合、車両番号がわかるもの

※代理の方が申請に来る場合、代理人の身分を証明するもの（免許証・保険証など）

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

●リフト付福祉タクシー

電車やバスなど一般の交通機関の利用が困難な方が、車イスやストレッチャーを利用したまま乗降できる区指定のタクシーを、迎車料金、ストレッチャー使用料金の負担なしでご利用いただけます。このサービスは、事前の利用登録が必要です。

【対 象】

身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けていて、下記のいずれかでないとタクシーに乗車することができない方

① 車イスのままでない乗車できない

② 寝たきりでストレッチャーでない乗車できない

※迎車料金、ストレッチャー使用料金については区が負担しますが、その他の料金については業者に直接お問い合わせください。

※65 歳以上で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちでない方は高齢者福祉課で、それ以外の方は障害者福祉課で利用登録してください。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423

高齢者福祉課 支援係 電話 03-5608-6168 FAX 03-5608-6404

●ハンディキャブの貸出し

墨田区在住で歩行が困難で車いすで外出される方のために、車いす用電動リフトまたはスロープが装備された車両を無料でお貸しします。ただし、燃料費は自己負担になります。

【対 象】

日常的に車いすを利用されている方

【利用方法】

利用には事前登録が必要です。

なお、利用者の状況を確認するため、職員がご自宅を訪問いたします。

運転手は、利用者で確保する必要がありますが、いない場合は運転ボランティアを利用することもできます。

【問合せ先】

すみだボランティアセンター

墨田区東向島 2-17-14 電話 03-3612-2940 FAX 03-3610-0294

すみだボランティアセンター分館

墨田区緑 4-4-12 メゾンパール錦糸町 1 階 電話 03-5638-0510

FAX 03-5638-0514

●車いすの貸出し

心身障害者（児）が一時的に車いすを必要とする場合、車いすをお貸しします。

	内 容	費 用	問合せ先
墨田区社会福祉協議会	墨田区在住で、車いすを一時的に必要とされる高齢者や障害のある方、病気やけが等でお困りの方に、短期無料でお貸しします。	無料 ※事業所まで取りに来ていただける方	すみだボランティアセンター 電話 03-3612-2940 すみだボランティアセンター分館 電話 03-5638-0510
東京都心身障害者福祉センター	心身障害者またはその関係団体等が、心身障害者の福祉の増進を目的として使用する場合	無料 ※運搬は借用者の負担になります	東京都心身障害者福祉センター障害認定課 電話 03-3235-2946 <相談用> 電話 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

●郵便等による不在者投票制度

身体に重い障害がある方や介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所へ行って投票することが困難な方が、自宅などで本人が投票用紙に記載をし、これを郵便等によって区の選挙管理委員会に送付する制度です。この制度は事前登録制です。

事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。手続きはお早めにお済ませください。

【対 象】

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害がある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹 移動機能	○	○	非該当
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸	○	-	○
	免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度（項症）			
		特別	第1	第2	第3
	両下肢、体幹	○	○	○	非該当
	心臓、じん臓 呼吸器、ぼうこう 直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412

●郵便等による不在者投票制度の代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない方として定められた次のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ区の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

【対 象】

身体障害者手帳

戦傷病者手帳

障害名	障害の程度	障害名	障害の程度		
	1 級		特別項症	第 1 項症	第 2 項症
上肢、視覚の障害	○	上肢、視覚の障害	○	○	○

※上肢、視覚の障害が 1 級、特別項症、第 1 項症、第 2 項症であっても、郵便等投票による不在者投票をすることができる選挙人（上記参照）でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412

●代理投票・点字投票

本人が投票所で申し出ていただくことによって、代理や点字で投票することができます。

【内 容】

本人が投票所へ行き、係員に申し出てください。

◆代理投票…身体の不自由等で字の書けない方に係員が投票のお手伝いをいたします。

◆点字投票…視覚障害がある方で点字による投票を希望する方に点字用紙を交付いたします。

【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 電話 03-5608-6320 FAX 03-5608-6412

●墨田区のお知らせ「すみだ」

墨田区のお知らせ「すみだ」の点字版・音声目録CD-ROM（デージー）版・録音テープ版を郵送しています。

【内 容】

種類	対象者	問合せ先
点 字 版	区内在住の視覚障害者で希望される方	広報広聴担当 電話 03-5608-6223
録音テープ版 デージー版	区内在住の視覚障害者 1～3 級の方	すみだ福祉保健センター 電話 03-5608-3711 FAX 03-5608-3720

●墨田区議会だより

墨田区議会だよりを録音テープにして、郵送しています。

【内 容】

種類	対象者	問合せ先
録音テープ版 デージー版	区内在住の視覚障害者 1～3 級の方	すみだ福祉保健センター 電話 03-5608-3711 FAX 03-5608-3720

●すみだ社協だより

墨田区社会福祉協議会のお知らせ「すみだ社協だより」を録音した「すみだ社協 声のお知らせ『ひびき』」のCD-ROM（デージー）版・録音テープ版を郵送しています。

【内 容】

種類	対象者	問合せ先
録音テープ版 デージー版	区内在住の視覚障害者で希望される方	墨田区社会福祉協議会 電話 03-3614-3900 FAX 03-3612-2944

●青い鳥郵便葉書の無償配布

日本郵便株式会社は、重度の身体障害のある方および知的障害のある方で、受付期間内にご希望いただいた方に、「青い鳥郵便葉書」を無償で配布しています。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【対 象】

身体障害者手帳 1・2 級、または愛の手帳 1・2 度の方

【問合せ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話から 0570-046-666（通話料がかかります）

<ご案内時間> 全日 8:00～21:00